

研究開発評価実施要領

17農会第1740号
平成18年4月17日
最終改正3農会第463号
令和3年12月22日
農林水産技術会議事務局長通知

第1 趣旨

農林水産省における研究開発評価に関する指針（平成28年3月22日農林水産技術会議決定。以下「評価指針」という。）第3に掲げる農林水産研究基本計画の検証・評価、第4に掲げる研究制度評価、第5に掲げる委託プロジェクト研究課題評価、第7に掲げる追跡調査・検証の実施に際しては、同指針に定めるほか、本要領に定めるところによるものとする。

第2 農林水産研究基本計画の検証・評価

1 検証の対象及び実施時期

- ① 農林水産研究の推進に関する施策の検証に係る取組実績・成果のとりまとめは、当該年度の施策を対象として、原則として毎年度3月末までに実施するものとする。
- ② 農林水産研究の重点目標の検証に係る研究開発の進捗状況のとりまとめは、前年度の研究開発を対象として、原則として毎年度10月末までに実施するものとする。

2 検証の方法

(1) 農林水産研究の推進に関する施策の検証

農林水産研究の推進に関する施策の検証は、研究企画課の総括の下、施策の担当課、研究統括官、研究開発官等が行う。

(2) 農林水産研究の重点目標の検証

- ① 評価指針第3の4の(1)の②に基づき実施する農林水産研究の実施状況の整理は、農林水産省の研究資金（国立研究開発法人への運営費交付金、委託プロジェクト研究、競争的資金による研究等）を活用した研究開発を中心に実施する。この際、農林水産省の研究資金によらない研究開発についても、農林水産研究の重点目標に関するものについては、できる限り進捗状況の把握に努めるものとする。
- ② 農林水産研究の重点目標の検証は、研究企画課の総括の下、該当する研究開発を担当する課、研究統括官、研究開発官等が行うものとする。

第3 研究制度評価

1 評価の対象及び評価の時期

(1) プレ評価

- ① 評価の対象は、新規に予算要求を予定している研究制度及び実施中の研究制度のうち新規に又は見直した上で継続しようとする部分とする。ただし、次に該当するものは除く。
 - ア 予算の単なる大きくくり化によるもの
 - イ 当該研究制度の開始時の計画等に即して実施規模が拡大することに伴い経費が増加するものであって、研究制度の内容の変更を伴わないもの
 - ウ 外部専門家等による検討会を開催して研究制度の内容の企画を行う場合
- ② 評価は、原則として、事前評価を行う前の適切な時期に実施する。

(2) 事前評価

- ① 評価の対象は、原則として、(1)①ウに該当する制度、プレ評価を受けた新規に予算要求を予定している研究制度及び実施中の研究制度のうち新たに又は見直した上で継続しようとする部分であって、プレ評価を踏まえて引続き新規の予算要求等に向けて検討を進めることとされたものとする。
- ② 評価は、原則として、概算要求を提出するまでに実施する。

(3) 中間評価

- ① 評価の対象は、5年以上継続している研究制度とする。
- ② 評価は、研究制度の性格を勘案しつつ、原則として、研究制度の開始又は前回の中間評価から5年度目の年度末までに実施する。

(4) 終了時評価

- ① 評価の対象は、終了することが確実となった研究制度とする。
- ② 評価は、原則として、当該研究制度が終了する年度の前年度末までに実施する。
なお、2年以内の短期間の研究制度の場合は、当該研究制度が終了した年度の翌年度までに実施する。

2 評価の方法

- ① 研究制度評価は、評価指針第4の4の①に基づき農林水産技術会議事務局（以下「事務局」という。）が定める評価項目及び評価基準として別表1-1から1-4を原則に実施するものとする。
- ② 評価指針第4の4の②に基づき実施する研究制度の概要資料の作成及び評価は、研究企画課の総括の下、研究制度の担当課等が実施する。また、事務局（農林水産省の他の局庁及び大臣官房（以下「行政部局」という。）が専ら研究制度を企画・立案又は運営する場合は、当該行政部局）による評価及び評価専門委員会による評価の内容は別添1-1から1-4までの様式に沿って記載する。
- ③ 事前評価実施後、予算編成の過程で事業内容が変更となった場合又は事前評価時に目標設定について指摘があった場合は、以後の評価を適切に実施するため、できるだけ速やかに目標を再設定するとともに、別添1-5の様式を作成し、評価専門委員会に報告の上、公表するものとする。

第4 委託プロジェクト研究課題評価

1 評価の対象及び評価の時期

(1) プレ評価

- ① 評価の対象は、新規に予算要求を予定している委託プロジェクト研究課題及び実施中の委託プロジェクト研究課題のうち新規に予算要求を予定している課題とする。ただし、次に該当するものは除く。

ア 委託プロジェクト研究課題開始時の計画において開始が予定されていたもの

イ 予算の単なる大きくくり化によるもの

ウ 外部専門家等による検討会を開催して研究内容の企画を行う場合

- ② 評価は、原則として、事前評価を行う前の適切な時期に実施する。

(2) 事前評価

- ① 評価の対象は、原則として、(1)①ウに該当する委託プロジェクト研究課題、新規に予算要求を予定している委託プロジェクト研究課題及び実施中の委託プロジェクト研究課題のうち新規に予算要求を予定している課題であって、プレ評価を踏まえて引続き新規の予算要求等に向けて検討を進めることとされたものとする。

- ② 評価は、原則として、概算要求を提出するまでに実施する。

(3) 中間評価

- ① 評価の対象は、5年以上の研究期間を有する委託プロジェクト研究課題とする。

- ② 評価は、当初の研究計画の構成や研究の実施状況を勘案しつつ、原則として、研究を開始した翌年度の末までに実施する。その後は、研究期間に応じて前回の中間評価から2～4年度目の末までに実施する。

(4) 終了時評価

- ① 評価の対象は、研究期間が終了する委託プロジェクト研究課題とする。

- ② 評価は、当初の研究計画の構成や研究の実施状況を勘案しつつ、原則として、当該委託プロジェクト研究課題の終了年度の前年度末までに実施する。

2 評価の方法

(1) プレ評価

- ① プレ評価は、評価指針第5の4の①に基づき事務局が定める評価項目及び評価基準として別表2-1を原則に実施するものとする。

- ② 評価指針第5の4の②に基づき実施する委託プロジェクト研究課題の概要資料の作成及び事務局（行政部局が委託プロジェクト研究課題を専ら企画・立案する場合は当該行政部局。以下②において同じ。）による評価は、研究企画課長の総括の下、委託プロジェクト研究課題を担当する研究統括官、研究開発官又は課長等（以下「担当開発官等」という。）が、原則として、以下の方法により実施するものとする。

ア 担当開発官等は、予算要求を行う委託プロジェクト研究課題の概要資料及び事務局による評価案を作成するものとする。この際、必要に応じ外部専門家又は外部有識者（以下「外部専門家等」という。）からの意見聴取を実施するものとする。また、概要資料のうち、ロードマップ（評価指針第5の4の②に定めるものをいう。以下同じ。）については別添2-1を参考として作成することとし、事務局による評価案は、別添3-1の様式に沿って記載する。

イ 担当開発官等は、委託プロジェクト研究課題の概要資料の内容及び事務局による評価案について、当該委託プロジェクト研究課題の企画・立案、実施及び成果の普及・実用化に関し連携する行政部局と必要な協議・調整を行った上で、

所要の修正等を行い、概要資料の内容及び事務局による評価結果を決定するものとする。

③ 評価指針第5の4の③に基づき実施する評価専門委員会による評価の内容は、別添3-1の様式に沿って記載する。

④ 事務局長は、評価指針第5の4の④についての必要な事務手続きを行うものとする。

(2) 事前評価

① 事前評価は、評価指針第5の4の①に基づき事務局が定める評価項目及び評価基準として別表2-2を原則に実施するものとする。

② 評価指針第5の4の②に基づき実施する委託プロジェクト研究課題の概要資料の作成及び事務局（行政部局が委託プロジェクト研究課題を専ら企画・立案する場合は当該行政部局。以下②において同じ。）による評価は、研究企画課長の総括の下、原則として、委託プロジェクト研究課題の担当開発官等が、実施するものとする。

担当開発官等は、プレ評価等を踏まえ、予算要求を行う委託プロジェクト研究課題の内容、目標及び研究成果の普及・実用化の道筋等について更に詳細な検討を行った上で、当該委託プロジェクト研究課題の概要資料及び事務局による評価を実施するものとする。また、概要資料のうち、ロードマップについては別添2-2を参考として作成し、評価の内容は、別添3-2の様式に沿って記載する。

③ 評価指針第5の4の③に基づき実施する評価専門委員会による評価の内容は、別添3-2の様式に沿って記載する。

④ 事務局長は、評価指針第5の4の④についての必要な事務手続きを行うものとする。

⑤ 事前評価実施後、予算編成の過程で事業内容が変更となった場合又は事前評価時に目標設定について指摘があった場合は、以後の評価を適切に実施するため、できるだけ速やかに目標を再設定するとともに、別添3-5の様式を作成し、評価専門委員会に報告の上、公表するものとする。

(3) 中間評価

① 中間評価は、評価指針第5の4の①に基づき事務局が定める評価項目及び評価基準として別表2-3を原則に実施するものとする。この際、委託プロジェクト研究課題を構成する個々の研究課題について、ロードマップに基づいて進捗状況等を点検するとともに、研究開始時点からの当該委託プロジェクト研究課題を巡る情勢の変化等を踏まえ、委託プロジェクト研究課題の継続の適否を検討する。また、継続が適当と認められる場合は、更に研究計画や委託先研究機関の再公募を含む研究推進体制の見直し並びに投入される予算の規模及び配分の見直しの要否等を検討し、以後実施する委託プロジェクト研究課題を適切なものとするよう留意するものとする。

② 評価指針第5の4の②に基づき実施する委託プロジェクト研究課題の概要資料の作成及び事務局（行政部局が委託プロジェクト研究課題を専ら運営する場合は当該行政部局。以下②において同じ。）による評価は、研究企画課長の総括の下、担当開発官等が、原則として、次の方法により実施するものとする。

ア 担当開発官等は、受託研究者に研究成果等の報告を求め、委託プロジェクト

研究課題の概要資料及び事務局による評価案を作成するものとする。この際、概要資料のうち、ロードマップについては別添 2-3 を参考として作成することとし、評価案は別添 3-3 の様式に沿って記載する。

イ 運営委員会（研究実施通知第 7 に定めるプロジェクト研究運営委員会をいう。以下同じ。）は、概要資料の内容及び事務局による評価案について、その妥当性を検討し、これらの修正に関する意見を取りまとめるものとする。この際、必要に応じ、受託研究者に出席を求めるものとする。

ウ 担当開発官等は、運営委員会の意見を踏まえ、概要資料の内容及び事務局による評価結果を決定するものとする。

③ 評価指針第 5 の 4 の③に基づき実施する評価専門委員会による評価の内容は、別添 3-3 の様式に沿って記載する。

④ 事務局長は、評価指針第 5 の 4 の④についての必要な事務手続きを行うとともに、その内容を研究実施主体に通知するものとする。

(4) 終了時評価

① 終了時評価は、評価指針第 5 の 4 の①に基づき事務局が定める評価項目及び評価基準として別表 2-4 を原則に実施するものとする。この際、研究成果の活用のために実施した具体的な取組内容の妥当性等について十分な検討を行い当該委託プロジェクト研究課題の終了後に実施される研究成果の普及・実用化に向けた施策が適切なものとなるよう留意するものとする。

② 評価指針第 5 の 4 の②に基づき実施する委託プロジェクト研究課題の概要資料の作成及び事務局（行政部局が委託プロジェクト研究課題を専ら運営する場合は当該行政部局。以下②において同じ。）による評価は、研究企画課長の総括の下、担当開発官等が、原則として、以下の方法により実施するものとする。

ア 担当開発官等は、受託研究者に研究成果等の報告を求め、委託プロジェクト研究課題の概要資料及び事務局による評価案を作成するものとする。この際、概要資料のうち、ロードマップについては別添 2-4 を参考として作成することとし、事務局による評価案は、別添 3-4 の様式に沿って記載する。

イ 運営委員会は、概要資料の内容及び事務局による評価案について、その妥当性を検討し、これらの修正に関する意見を取りまとめるものとする。

ウ 担当開発官等は、運営委員会の意見を踏まえ、概要資料の内容及び事務局による評価結果を決定するものとする。

③ 評価指針第 5 の 4 の③に基づき実施する評価専門委員会による評価の内容は、別添 3-4 の様式に沿って記載する。

④ 事務局長は、評価指針第 5 の 4 の④についての必要な事務手続きを行うとともに、その内容を研究実施主体に通知するものとする。

第 5 追跡調査・検証

1 調査・検証の対象及び実施時期

① 追跡調査・検証の対象は、以下のいずれかに該当する研究成果であって、原則として、成果の公表から 2 年以上 10 年以下のものから選定する。

ア 「農業新技術 200X」（「農業研究及びその成果の普及・実用化推進要綱」（平成

19年10月30日付け19農会第850号農林水産事務次官依命通知)に基づくもの)として選定された研究成果

イ ア以外の成果であって、行政部局と連携して普及・実用化を進めることとされた研究成果のうち社会・経済に与える影響が大きいと見込まれるもの

- ② 調査・検証は、原則として、対象となる研究成果ごとにそれぞれ当該成果が公表された年度から2年後、5年後及び必要に応じて10年後の年度のそれぞれ翌年度10月末までに実施するものとする。

2 調査・検証の方法

- ① 追跡調査・検証は、研究企画課の総括の下、成果を出した研究開発を担当する課、研究統括官及び研究開発官並びに成果を出した独立行政法人の所管課が、当該研究成果の普及・実用化に関し連携している行政部局や民間の協力を得て、行うものとする。
- ② 事務局が研究開発の委託、補助等を実施する際には、委託契約書等に追跡調査の実施に関する規定を設ける等の措置をとり、調査・検証の円滑な実施を図るものとする。

第6 評価結果等の公表

事務局長は、第2から第5までの検証・評価結果等について、評価専門委員会において、個人情報や企業秘密の保護、知的財産権等に配慮して、非公開とすべきと決定された資料を除き、評価指針第9に基づき公表するものとする。

研究制度評価の評価項目及び評価基準（プレ評価）

評価項目（注1）	評価項目に含まれる事項	評価基準
1. 農林水産業・食品産業や国民生活のニーズ等から見た研究制度の重要性	①農林水産業・食品産業、国民生活の具体的なニーズ等から見た重要性 ②研究制度の科学的・技術的意義	A：①及び②ともに明確であり、重要性は高い
		B：①及び②のうち一方が不明確であり、重要性はやや低い
		C：①及び②ともに不明確であり、重要性は低い
2. 国が関与して研究制度を推進する必要性	①国自ら取り組む必要性 ②他の制度との役割分担から見た必要性 ③次年度に着手すべき緊急性	A：①から③のすべてが明確であり、必要性は高い
		B：①から③のうちいずれかが不明確であり、必要性はやや低い
		C：①から③のうち2つ以上が不明確であり、必要性は低い
3. 研究制度の目標（アウトプット目標）の妥当性	①研究制度の目標（アウトプット目標）の明確性 ②研究制度の目標（アウトプット目標）とする水準の妥当性 ③研究制度の目標（アウトプット目標）達成の可能性	A：①から③のすべてを十分に有しており、妥当性は高い
		B：①及び②のうち一方が不十分であり、妥当性はやや低い
		C：①及び②ともに不十分又は③が不十分であり、妥当性は低い
4. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の明確性	①社会・経済への効果（アウトカム）の目標の明確性 ②研究成果の活用方法の明確性（事業化・実用化を進める仕組み等）	A：①及び②ともに十分に有しており、明確性は高い
		B：①及び②のうち一方が不十分であり、明確性はやや低い
		C：①及び②ともに不十分であり、明確性は低い
5. 研究制度の仕組みの妥当性	①制度の対象者の妥当性 ②進行管理（研究課題の選定手続き、評価の実施等）の仕組みの妥当性 ③投入される研究資源の妥当性	A：①から③のすべてが明確であり、妥当性は高い
		B：①から③のうちいずれかが不明確であり、妥当性はやや低い
		C：①から③のいずれも不明確であり、妥当性は低い
<p>[総括評価基準]（注2）</p> <p>1～5の観点を踏まえ、研究制度全体の総合的な評価として、次の3段階で評価を行う。</p> <p>A：研究制度は重要であり、概算要求に向けて検討を進めることが妥当。</p> <p>B：研究制度は重要であるが、概算要求に向けて検討を進める際は、内容の見直しが必要。</p> <p>C：研究制度は不適切又は、概算要求に向けて検討を進める際は、内容の抜本的な見直しが必要。</p>		

（注1）各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は、必要性は1及び2、効率性は5、有効性は3及び4となる。

（注2）1～5の評価項目の総括評価基準への反映は、原則として、以下のとおりとする。

- ① 1又は2の評価項目がCである場合、総括評価基準はCとする。
- ② 1及び2の評価項目がB以上である場合（③の場合を除く）、総括評価基準はBとする。
- ③ 1～5の評価項目のすべてがAである場合、総括評価基準はAとする。

研究制度評価の評価項目及び評価基準（事前評価）

評価項目（注1）	評価項目に含まれる事項	評価基準
1. 農林水産業・食品産業や国民生活のニーズ等から見た研究制度の重要性	①農林水産業・食品産業、国民生活の具体的なニーズ等から見た重要性 ②研究制度の科学的・技術的意義	A：①及び②ともに明確であり、重要性は高い
		B：①及び②のうち一方が不明確であり、重要性はやや低い
		C：①及び②ともに不明確であり、重要性は低い
2. 国が関与して研究制度を推進する必要性	①国自ら取り組む必要性 ②他の制度との役割分担から見た必要性 ③次年度に着手すべき緊急性	A：①から③のすべてが明確であり、必要性は高い
		B：①から③のうちいずれかが不明確であり、必要性はやや低い
		C：①から③のうち2つ以上が不明確であり、必要性は低い
3. 研究制度の目標（アウトプット目標）の妥当性	①研究制度の目標（アウトプット目標）の明確性 ②研究制度の目標（アウトプット目標）とする水準の妥当性 ③研究制度の目標（アウトプット目標）達成の可能性	A：①から③のすべてを十分に有しており、妥当性は高い
		B：①及び②のうち一方が不十分であり、妥当性はやや低い
		C：①及び②ともに不十分又は③が不十分であり、妥当性は低い
4. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の明確性	①社会・経済への効果（アウトカム）の目標及びその測定指標の明確性 ②研究成果の活用方法の明確性（事業化・実用化を進める仕組み等）	A：①及び②ともに十分に有しており、明確性は高い
		B：①及び②のうち一方が不十分であり、明確性はやや低い
		C：①及び②ともに不十分であり、明確性は低い
5. 研究制度の仕組みの妥当性	①制度の対象者の妥当性 ②進行管理（研究課題の選定手続き、評価の実施等）の仕組みの妥当性 ③投入される研究資源の妥当性	A：①から③のすべてが明確であり、妥当性は高い
		B：①から③のうちいずれかが不明確であり、妥当性はやや低い
		C：①から③のうち2つ以上が不明確であり、妥当性は低い
<p>[総括評価基準]（注2）</p> <p>1～5の観点を踏まえ、研究制度全体の総合的な評価として、次の3段階で評価を行う。</p> <p>A：研究制度は重要であり、内容は適切。</p> <p>B：研究制度は重要であるが、制度の仕組み等の内容の見直しが必要。</p> <p>C：研究制度は不適切又は、内容の抜本的な見直しが必要。</p>		

（注1）各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は、必要性は1及び2、効率性は5、有効性は3及び4となる。

（注2）1～5の評価項目の総括評価基準への反映は、原則として、以下のとおりとする。

- ① 1～5の評価項目のうち1項目以上がCである場合、総括評価基準はCとする。
- ② 1～5の評価項目のすべてがB以上である場合（③の場合を除く）、総括評価基準はBとする。
- ③ 1～5の評価項目のすべてがAである場合、総括評価基準はAとする。

研究制度評価の評価項目及び評価基準（中間評価）

評価項目（注1）	評価項目に含まれる事項	評価基準
1. 社会・経済の諸情勢の変化を踏まえた研究制度の必要性	①事前評価後の社会・経済の諸情勢の変化を踏まえた上での研究制度の重要性 ②引き続き国が関与して研究制度を推進する必要性	S：①及び②は研究開始時からさらに増しており、必要性は非常に高い
		A：①及び②は研究開始時と同様であり、必要性は高い
		B：①及び②のうち一方が研究開始時から低下しており、必要性はやや低い
		C：①及び②は研究開始時から低下しており、必要性は低い
2. 研究制度の目標（アウトプット目標）の達成度及び今後の達成可能性	①中間時の目標に対する達成度 ②最終の到達目標の今後の達成可能性とその具体的な根拠	S：研究が計画を上回る進捗で進捗しており、研究制度の目標の達成可能性は非常に高い
		A：研究が概ね計画のとおり（中間時の目標に対し80%以上の達成率）の進捗で進捗しており、研究制度の目標の達成可能性は高い
		B：研究が計画をやや下回る（中間時の目標に対し80%未満の達成率）進捗で進捗しており、研究制度の目標の達成可能性はやや低い
		C：研究が計画を大幅に下回る（中間時の目標に対し50%未満）進捗で進捗しており、研究制度の目標の達成可能性は低い
3. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の今後の達成可能性	①アウトカム目標の今後の達成の可能性とその具体的な根拠 ②アウトカム目標達成に向け研究成果活用のために実施した具体的な取組内容の妥当性	S：①及び②ともに十分に有しており、かつ、当初の見込みを上回る効果が期待できることから、達成可能性は非常に高い
		A：①及び②ともに十分に有しており、達成可能性は高い
		B：①及び②のうち一方が不十分であり、達成可能性はやや低い
		C：①及び②ともに不十分であり、達成可能性は低い
4. 研究制度運営方法の妥当性	①制度目標の達成に向けた進行管理のために実施した具体的な取組内容の妥当性 ②制度目標の達成に向けた研究予算の配分の最適化及び効果的な活用のために実施した取組内容の妥当性	S：①及び②ともに明確であり、かつ、費用面で当初の見込みよりも効率的に研究を推進しており、妥当性は非常に高い
		A：①及び②ともに明確であり、妥当性は高い
		B：①及び②のうち一方が不明確であり、妥当性はやや低い

		C : ①及び②ともに不明確であり、妥当性は低い
<p>[総括評価基準] (注2)</p> <p>1～4の観点を踏まえ、研究制度全体の総合的な評価として、次の4段階で評価を行う。</p> <p>S : 研究制度は予想以上の成果をあげており、高く評価できる。</p> <p>A : 研究制度は適切に運営・管理されており、継続することは妥当である。</p> <p>B : 研究制度の見直しが必要である。</p> <p>C : 研究制度は中止すべき又は、継続する場合は、抜本的な見直しが必要である。</p>		

(注1) 各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は、必要性は1、効率性は4、有効性は2及び3となる。

(注2) 1～4の評価項目の総括評価基準への反映は、原則として以下のとおりとする。

- ① 1～4の評価項目のうち1項目以上がCである場合、総括評価基準はCとする。
- ② 1～4の評価項目のすべてがB以上である場合(③、④の場合を除く)、総括評価基準はBとする。
- ③ 1～4の評価項目のすべてがB以上、かつ、3項目以上がA以上である場合(④及び評価項目の4がBである場合を除く)、総括評価基準はAとする。
- ④ 1～4の評価項目のすべてがSである場合、総括評価基準はSとする。

研究制度評価の評価項目及び評価基準（終了時評価）

評価項目（注1）	評価項目に含まれる事項	評価基準
1. 研究制度の意義	①研究制度の科学的・技術的、社会・経済的意義	S：研究成果の独創性、革新性、先導性又は実用性は研究開始時を上回ると認められ、意義は非常に高い
		A：研究成果の独創性、革新性、先導性又は実用性は研究開始時と同様と認められ、意義は高い
		B：研究開始時と比べて、研究成果の独創性、革新性、先導性又は実用性は低下しており、意義はやや低い
		C：研究開始時と比べて、研究成果の独創性、革新性、先導性又は実用性は著しく低下しており、意義は低い
2. 研究制度の目標（アウトプット目標）の達成度及び今後の達成可能性	①最終の到達目標に対する達成度 ②最終の到達目標に対する今後の達成可能性とその具体的な根拠	S：研究制度の目標を超える成果をあげており（又は当初の見込みを上回る進捗で進捗し、研究制度の目標を超える成果が期待できることから）、達成度は非常に高い
		A：研究制度の目標は概ね達成（最終到達目標に対し80%以上の達成率）しており（又は概ね当初の見込みのとおり研究は進捗しており）、達成度は高い
		B：研究制度の目標をやや下回る成果（最終到達目標に対し80%未満の達成率）となっており（又は当初の見込みをやや下回る進捗で研究は進捗しており）、達成度はやや低い
		C：研究制度の目標をかなり下回る成果（最終到達目標に対し、50%未満の達成率）となっており（又は当初の見込みをかなり下回る進捗で研究が進捗しており）、達成度は低い
3. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の今後の達成可能性	①アウトカム目標の今後の達成の可能性とその具体的な根拠 ②アウトカム目標達成に向け研究成果の活用のために実施した具体的な取組内容の妥当性	S：①及び②ともに十分に有しており、かつ、当初の見込みを上回る効果が期待できることから、達成可能性は非常に高い
		A：①及び②ともに十分に有しており、達成可能性は高い

		B：①及び②のうち一方が不十分であり、達成可能性はやや低い
		C：①及び②ともに不十分であり、達成可能性は低い
4. 研究制度運営方法の妥当性	①制度目標達成に向けた進行管理のために実施した具体的な取組内容の妥当性 ②制度目標達成に向けた研究予算の配分の最適化及び効果的な活用のために実施した取組内容の妥当性	S：①及び②ともに明確であり、かつ、費用面で計画以上に効率的に研究を推進しており、妥当性は非常に高い
		A：①及び②ともに明確であり、妥当性は高い
		B：①及び②のうち一方が不明確であり、妥当性はやや低い
		C：①及び②ともに不明確であり妥当性は低い
<p>[総括評価基準]（注2）</p> <p>1～4の観点を踏まえ、研究制度全体の総合的な評価として、次の4段階で評価を行う。</p> <p>S：研究制度は予想以上の成果をあげた。</p> <p>A：研究制度は概ね目的を達成した。</p> <p>B：研究制度は目的の達成がやや不十分であった。</p> <p>C：研究制度は目的の達成が不十分であった。</p>		

(注1) 各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は、必要性は1、効率性は4、有効性は2及び3となる。

(注2) 1～4の評価項目の総括評価基準への反映は、原則として以下のとおりとする。

- ① 1～4の評価項目のうち1項目以上がCである場合、総括評価基準はCとする。
- ② 1～4の評価項目のすべてがB以上である場合（③、④の場合を除く）、総括評価基準はBとする。
- ③ 1～4の評価項目のすべてがB以上、かつ、3項目以上がA以上である場合（④及び評価項目の4がBである場合を除く）、総括評価基準はAとする。
- ④ 1～4の評価項目のすべてがSである場合、総括評価基準はSとする。

委託プロジェクト研究課題評価の評価項目及び評価基準（プレ評価）

評価項目（注1）	評価項目に含まれる事項	評価基準
1. 農林水産業・食品産業や国民生活のニーズ等から見た研究の重要性	①農林水産業・食品産業、国民生活の具体的なニーズ等から見た重要性 ②研究の科学的・技術的意義（獨創性、革新性、先導性又は実用性）	A：①及び②ともに明確であり、重要性は高い
		B：①及び②のうち一方が不明確であり、重要性はやや低い
		C：①及び②ともに不明確であり、重要性は低い
2. 国が関与して研究を推進する必要性	①国自ら取り組む必要性 ②次年度に着手すべき緊急性	A：①及び②ともに明確であり、必要性は高い
		B：①及び②のうち一方が不明確であり、必要性はやや低い
		C：①及び②ともに不明確であり、必要性は低い
3. 研究目標（アウトプット目標）の妥当性	①研究目標（アウトプット目標）の明確性 ②研究目標（アウトプット目標）は問題解決のために十分な水準であるか ③研究目標（アウトプット目標）達成の可能性	A：①から③のすべてを十分に有しており、妥当性は高い
		B：①及び②のうち一方が不十分であり、妥当性はやや低い
		C：①及び②ともに不十分又は③が不十分であり、妥当性は低い
4. 研究が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標とその実現に向けた研究成果の普及・実用化の道筋（ロードマップ）の明確性	①社会・経済への効果（アウトカム）の目標の明確性 ②アウトカム目標達成に向けた研究成果の普及・実用化等の道筋の明確性	A：①及び②ともに十分に有しており、明確性は高い
		B：①又は②のうち不十分なものがあり、明確性はやや低い
		C：①及び②ともに不十分であり、明確性は低い
5. 研究計画の妥当性	①投入される研究資源（予算）の妥当性 ②課題構成、実施期間の妥当性 ③研究推進体制の妥当性	A：①から③のすべてが明確であり、妥当性は高い
		B：①及び②のうち不明確なものがあり、妥当性はやや低い
		C：①及び②ともに不明確又は③が不明確であり、妥当性は低い
<p>〔総括評価基準〕（注2）</p> <p>1～5の観点を踏まえ、委託プロジェクト研究課題全体の総合的な評価として、次の3段階で評価を行う。</p> <p>A：委託プロジェクト研究課題は重要であり、概算要求に向けて検討を進めることが妥当。</p> <p>B：委託プロジェクト研究課題は重要であるが、概算要求に向けて検討を進める際は、内容の見直しが必要。</p> <p>C：委託プロジェクト研究課題は不適切又は、概算要求に向けて検討を進める際は、内容の抜本的な見直しが必要。</p>		

（注1）各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は、必要性は1及び2、効率性は5、有効性は3及び4となる。

（注2）1～5の評価項目の総括評価基準への反映は、原則として、以下のとおりとする。

- ① 1又は2の評価項目がCである場合、総括評価基準はCとする。
- ② 1及び2の評価項目がB以上である場合（③の場合を除く）、総括評価基準はBとする。
- ③ 1～5の評価項目のすべてがAである場合、総括評価基準はAとする。

委託プロジェクト研究課題評価の評価項目及び評価基準（事前評価）

評価項目（注1）	評価項目に含まれる事項	評価基準
1. 農林水産業・食品産業や国民生活のニーズ等から見た研究の重要性	①農林水産業・食品産業、国民生活の具体的なニーズ等から見た重要性 ②研究の科学的・技術的意義（独創性、革新性、先導性又は実用性）	A：①及び②ともに明確であり、重要性は高い
		B：①及び②のうち一方が不明確であり、重要性はやや低い
		C：①及び②ともに不明確であり、重要性は低い
2. 国が関与して研究を推進する必要性	①国自ら取り組む必要性 ②次年度に着手すべき緊急性	A：①及び②ともに明確であり、必要性は高い
		B：①及び②のうち一方が不明確であり、必要性はやや低い
		C：①及び②ともに不明確であり、必要性は低い
3. 研究目標（アウトプット目標）の妥当性	①研究目標（アウトプット目標）の明確性 ②研究目標（アウトプット目標）は問題解決のための十分な水準であるか ③研究目標（アウトプット目標）達成の可能性	A：①から③のすべてを十分に有しており、妥当性は高い
		B：①及び②のうち一方が不十分であり、妥当性はやや低い
		C：①及び②ともに不十分又は③が不十分であり、妥当性は低い
4. 研究が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標とその実現に向けた研究成果の普及・実用化の道筋（ロードマップ）の明確性	①社会・経済への効果（アウトカム）の目標及びその測定指標の明確性 ②アウトカム目標達成に向けた研究成果の普及・実用化等の道筋の明確性	A：①及び②ともに十分に有しており、明確性は高い
		B：①又は②のうち不十分なものがあり、明確性はやや低い
		C：①及び②ともに不十分であり、明確性は低い
5. 研究計画の妥当性	①投入される研究資源（予算）の妥当性 ②課題構成、実施期間の妥当性 ③研究推進体制の妥当性	A：①から③のすべてが明確であり、妥当性は高い
		B：①及び②のうち不明確なものがあり、妥当性はやや低い
		C：①及び②ともに不明確又は③が不明確であり、妥当性は低い
<p>[総括評価基準]（注2）</p> <p>1～5の観点で踏まえ、委託プロジェクト研究課題全体の総合的な評価として、次の3段階で評価を行う。</p> <p>A：委託プロジェクト研究課題は重要であり、内容は適切。</p> <p>B：委託プロジェクト研究課題は重要であるが、内容の見直しが必要。</p> <p>C：委託プロジェクト研究課題は不適切又は、内容の抜本的な見直しが必要。</p>		

（注1）各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は、必要性は1及び2、効率性は5、有効性は3及び4となる。

（注2）1～5の評価項目の総括評価基準への反映は、原則として、以下のとおりとする。

①1～5の評価項目のうち1項目以上がCである場合、総括評価基準はCとする。

②1～5の評価項目のうち1項目以上がBである場合（①の場合を除く）、総括評価基準はBとする。

③1～5の評価項目のすべてがAである場合、総括評価基準はAとする。

委託プロジェクト研究課題評価の評価項目及び評価基準（中間評価）

評価項目（注1）	評価項目に含まれる事項	評価基準
1. 社会・経済の諸情勢の変化を踏まえた研究の必要性	①農林水産業・食品産業、国民生活の具体的なニーズ等から見た研究の重要性 ②引き続き国が関与して研究を推進する必要性	S：①及び②は研究開始時からさらに増しており、必要性は非常に高い
		A：①及び②は研究開始時と同様であり、必要性は高い
		B：①及び②のうち一方が研究開始時から低下しており、必要性はやや低い
		C：①及び②は研究開始時から低下しており、必要性は低い
2. 研究目標（アウトプット目標）の達成度及び今後の達成可能性	①中間時の目標に対する達成度（注2） ②最終の到達目標の今後の達成可能性とその具体的な根拠	S：研究が計画を上回る進捗で進捗しており、研究目標の達成可能性は非常に高い
		A：研究が概ね計画のとおり（中間時の目標に対し80%以上の達成率）の進捗で進捗しており、研究目標の達成可能性は高い
		B：研究が計画をやや下回る（中間時の目標に対し80%未満の達成率）進捗で進捗しており、研究目標の達成可能性はやや低い
		C：研究が計画を大幅に下回る（中間時の目標に対し50%未満）進捗で進捗しており、研究目標の達成可能性は低い
3. 研究が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の今後の達成可能性とその実現に向けた研究成果の普及・実用化の道筋（ロードマップ）の妥当性	①アウトカム目標の今後の達成の可能性とその具体的な根拠 ②アウトカム目標達成に向け研究成果の活用のために実施した具体的な取組内容の妥当性 ③他の研究や他分野の技術の確立への具体的貢献度（注3）	S：①から③のすべてを十分に有しており、かつ、当初の見込みを上回る効果が期待できることから、達成可能性及び妥当性は非常に高い
		A：①から③のすべてを十分に有しており、達成可能性及び妥当性は高い
		B：①から③のうち不十分なものがあり、達成可能性及び妥当性はやや低い
		C：①から③のいずれも不十分であり、達成可能性及び妥当性は低い
4. 研究推進方法の妥当性	①研究計画（的確な見直しが行われているか等）の妥当性 ②研究推進体制の妥当性 ③研究課題の妥当性（以後実施する研究課題構成が適切か等） ④研究の進捗状況を踏まえた重点配分等、予算配分の妥当性	S：①から④のいずれも明確であり、かつ、費用面で当初の見込みよりも効率的に研究を推進しており、妥当性は非常に高い
		A：①から④のいずれも明確であり、妥当性は高い

		B：①から④のうち不明確なものがあり、妥当性はやや低い
		C：①から④のうち3つ以上が不明確であり、妥当性は低い

〔総括評価基準〕（注4）

1～4の観点の踏まえ、委託プロジェクト研究課題全体の総合的な評価として、次の4段階で評価を行う。

S：委託プロジェクト研究課題は予想以上に進捗し、高く評価できる。

A：委託プロジェクト研究課題は順調に進捗しており、継続することは妥当である。

B：委託プロジェクト研究課題の見直しが必要である。

C：委託プロジェクト研究課題は中止すべき又は、継続する場合は、抜本的な見直しが必要である。

（注1）各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は、必要性は1、効率性は4、有効性は2及び3となる。

（注2）評価基準における目標の達成率は、原則としてロードマップに位置付けた数値目標に対する実績の割合（数値目標が複数ある場合、それぞれの目標値に対する実績の割合を平均したもの）とする。ただし、これにより難しい場合は、他の適当な方法でロードマップに位置付けた目標に対する到達度合いを判定できるものとし、その判定の考え方を評価個票に記載するものとする。

（注3）研究内容により該当しない場合は、除外して評価を行う。

（注4）1～4の評価項目の総括評価基準への反映は、原則として以下のとおりとする。

① 1～4の評価項目のうち1項目以上がCである場合、総括評価基準はCとする。

② 1～4の評価項目のすべてがB以上である場合（③、④の場合を除く）、総括評価基準はBとする。

③ 1～4の評価項目のすべてがB以上、かつ、3項目以上がA以上である場合（④及び評価項目の4がBである場合を除く）、総括評価基準はAとする。

④ 1～4の評価項目のすべてがSである場合、総括評価基準はSとする。

委託プロジェクト研究課題評価の評価項目及び評価基準（終了時評価）

評価項目（注1）	評価項目に含まれる事項	評価基準
1. 研究成果の意義	①研究成果の科学的・技術的な意義、社会・経済等に及ぼす効果の面での重要性	S：研究成果の独創性、革新性、先導性又は実用性は研究開始時を上回ると認められ、意義は非常に高い
		A：研究成果の独創性、革新性、先導性又は実用性は研究開始時と同様と認められ、意義は高い
		B：研究開始時と比べて、研究成果の独創性、革新性、先導性又は実用性は低下しており、意義はやや低い
		C：研究開始時と比べて、研究成果の独創性、革新性、先導性又は実用性は著しく低下しており、意義は低い
2. 研究目標（アウトプット目標）の達成度及び今後の達成可能性	①最終の到達目標に対する達成度（注2） ②最終の到達目標に対する今後の達成可能性とその具体的な根拠	S：研究目標を超える成果をあげており（又は当初の見込みを上回る進捗で進捗し、研究目標を超える成果が期待できることから）、達成度は非常に高い
		A：研究目標は概ね達成（最終到達目標に対し80%以上の達成率）しており（又は概ね当初の見込みのとおり研究は進捗しており）、達成度は高い
		B：研究目標をやや下回る成果（最終到達目標に対し80%未満の達成率）となっており（又は当初の見込みをやや下回る進捗で研究は進捗しており）、達成度はやや低い
		C：研究目標をかなり下回る成果（最終到達目標に対し、50%未満の達成率）となっており（又は当初の見込みをかなり下回る進捗で研究が進捗しており）、達成度は低い
3. 研究が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の今後の達成可能性とその実現に向けた研究成果の普及・実用化の道筋（ロードマップ）の妥当性	①アウトカム目標の今後の達成の可能性とその具体的な根拠 ②アウトカム目標達成に向け研究成果の活用のために実施した具体的な取組内容の妥当性 ③他の研究や他分野の技術の確立への具体的貢献度（注3）	S：①から③のすべてを十分に有しており、かつ、当初の見込みを上回る効果が期待できることから、達成可能性及び妥当性は非常に高い
		A：①から③のすべてを十分に有しており、達成可能性及び妥当性は高い

		B : ①から③のうち不十分なものがあり、達成可能性及び妥当性はやや低い
		C : ①から③のいずれも不十分であり、達成可能性及び妥当性は低い
4. 研究推進方法の妥当性	①研究計画（的確な見直しが行われてきたか等）の妥当性 ②研究推進体制の妥当性 ③研究の進捗状況を踏まえた重点配分等、予算配分の妥当性	S : ①から③のいずれも明確であり、かつ費用面で計画以上に効率的に研究を推進しており、妥当性は非常に高い A : ①から③のいずれも明確であり、妥当性は高い B : ①から③のうち不明確なものがあり、妥当性はやや低い C : ①から③のうち2つ以上が不明確であり妥当性は低い

〔総括評価基準〕（注4）

1～4の観点を踏まえ、委託プロジェクト研究課題全体の総合的な評価として、次の4段階で評価を行う。

- S : 予想以上の成果をあげた。
- A : 概ね目的を達成した。
- B : 目的の達成がやや不十分であった。
- C : 目的の達成が不十分であった。

（注1）各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は、必要性は1、効率性は4、有効性は2及び3となる。

（注2）評価基準における目標の達成率は、原則としてロードマップに位置付けた数値目標に対する実績の割合（数値目標が複数ある場合、それぞれの目標値に対する実績の割合を平均したもの）とする。ただし、これにより難しい場合は、他の適当な方法でロードマップに位置付けた目標に対する到達度合いを判定できるものとし、その判定の考え方を評価個票に記載するものとする。

（注3）研究内容により該当しない場合は、除外して評価を行う。

（注4）1～4の評価項目の総括評価基準への反映は、原則として以下のとおりとする。

- ① 1～4の評価項目のうち1項目以上がCである場合、総括評価基準はCとする。
- ② 1～4の評価項目のすべてがB以上である場合（③、④の場合を除く）、総括評価基準はBとする。
- ③ 1～4の評価項目のすべてがB以上、かつ、3項目以上がA以上である場合（④及び評価項目の4がBである場合を除く）、総括評価基準はAとする。
- ④ 1～4の評価項目のすべてがSである場合、総括評価基準はSとする。

研究制度評価個票（プレ評価）

研究制度名		担当開発官等名	
		連携する行政部局	〇〇局〇〇課（〇〇班）
研究期間	〇〇～〇〇（〇年間）	関連する研究基本 計画の重点目標	重点目標〇
総事業費	〇〇億円（見込）		〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
研究制度の 概要			

【項目別評価】	
1. 農林水産業・食品産業や国民生活のニーズ等から見た研究制度の重要性	ランク：
（農林水産業・食品産業、国民生活の具体的なニーズ等から見た研究制度の重要性・科学的・技術的意義について記載）	
2. 国が関与して研究制度を推進する必要性	ランク：
（国自ら取り組む必要性、他の制度との役割分担から見た必要性、次年度に着手すべき緊急性について記載）	
3. 研究制度の目標（アウトプット目標）の妥当性	ランク：
（アウトプット目標の明確性、水準の妥当性、達成の可能性について記載）	
4. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の明確性	ランク：
（アウトカム目標、研究成果の活用方法（事業化・実用化を進める仕組み等）の明確性について記載）	
5. 研究制度の仕組みの妥当性	ランク：
（制度の対象者、進行管理（研究課題の選定手続き、評価の実施等）の仕組み、投入される研究資源の妥当性について記載）	

（注） 1. 「ランク」の欄には、本要領の別表 1 - 1 に定める評価項目ごとの評価基準（A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。

2. 評価個票の記述の中で引用した情報・データについては、その出典（引用文献、URL等）を明記すること。また、専門用語については、適宜注釈を加えること。

【総括評価】 ※総括評価の欄は、評価専門委員会において記載（事務局による評価段階では空欄）	ランク：
	順位：〇/〇
1. 概算要求に向けた検討継続の適否に関する所見	
2. 今後検討を要する事項に関する所見	

（注） 1. 「ランク」の欄には、本要領の別表 1 - 1 に定める総括評価基準（A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。

2. 「順位」の欄には、限られた予算の中で概算要求を行う研究制度を選定する観点から、プレ評価対象のすべての研究制度における当該研究制度の優先順位を記載。

研究制度評価個票（事前評価）

研究制度名		担当開発官等名	
		連携する行政部局	〇〇局〇〇課（〇〇班）
研究期間	〇〇～〇〇（〇年間）	関連する研究基本	重点目標〇
総事業費	〇〇億円（見込）	計画の重点目標	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
研究制度の概要			
1. 研究制度の主な目標（アウトプット目標）			
中間時（5年度目末）の目標		最終の到達目標	
①		①	
②		②	
2. 事後に測定可能な研究制度のアウトカム目標（〇〇年）			
①			
②			

【項目別評価】	
1. 農林水産業・食品産業や国民生活のニーズ等から見た研究制度の重要性	ランク：
（農林水産業・食品産業、国民生活の具体的なニーズ等から見た研究制度の重要性・科学的・技術的意義について記載）	
2. 国が関与して研究制度を推進する必要性	ランク：
（国自ら取り組む必要性、他の制度との役割分担から見た必要性、次年度に着手すべき緊急性について記載）	
3. 研究制度の目標（アウトプット目標）の妥当性	ランク：
（アウトプット目標の明確性、水準の妥当性、達成の可能性について記載）	
4. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の明確性	ランク：
（アウトカム目標、研究成果の活用方法（事業化・実用化を進める仕組み等）の明確性について記載）	
5. 研究制度の仕組みの妥当性	ランク：
（制度の対象者、進行管理（研究課題の選定手続き、評価の実施等）の仕組み、投入される研究資源の妥当性について記載）	

（注） 1. 「ランク」の欄には、本要領の別表1-2に定める評価項目ごとの評価基準（A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。

2. 評価個票の記述の中で引用した情報・データについては、その出典（引用文献、URL等）を明記すること。また、専門用語については、適宜注釈を加えること。

【総括評価】 ※総括評価の欄は、評価専門委員会において記載（事務局による評価段階では空欄）	ランク：
1. 研究制度の実施（概算要求）の適否に関する所見	
2. 今後検討を要する事項に関する所見	

(注) 「ランク」の欄には、本要領の別表1-2に定める総括評価基準（A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。

研究制度評価個票（中間評価）

研究制度名		担当開発官等名	
		連携する行政部局	〇〇局〇〇課（〇〇班）
研究期間	〇〇～〇〇（〇年間）	関連する研究基本	重点目標〇
総事業費	〇〇億円（見込）	計画の重点目標	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
研究課題の概要			
1. 研究制度の主な目標（アウトプット目標）			
中間時（5年度目末）の目標		最終の到達目標	
①		①	
②		②	
2. 事後に測定可能な研究制度のアウトカム目標（〇〇年）			
①			
②			

【項目別評価】	
1. 社会・経済の諸情勢の変化を踏まえた研究制度の必要性	ランク：
（事前評価後の社会・経済の諸情勢の変化を踏まえた上での研究制度の重要性、引き続き国が関与して研究制度を推進する必要性について記載）	
2. 研究制度の目標（アウトプット目標）の達成度及び今後の達成可能性	ランク：
（中間時の目標に対する達成度、最終の到達目標の今後の達成可能性とその具体的な根拠について記載）	
3. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の今後の達成可能性	ランク：
（アウトカム目標の今後の達成の可能性とその具体的な根拠、研究成果の活用のために実施した具体的な取組内容の妥当性について記載）	
4. 研究制度運営方法の妥当性	ランク：
（制度目標の達成に向けた進行管理、研究予算の配分の最適化及び効果的な予算の活用のために実施した具体的な取組内容について記載）	

（注） 1. 「ランク」の欄には、本要領の別表1-3に定める評価項目ごとの評価基準（S・A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。

2. 評価個票の記述の中で引用した情報・データについては、その出典（引用文献、URL等）を明記すること。また、専門用語については、適宜注釈を加えること。

【総括評価】 ※総括評価の欄は、評価専門委員会において記載（事務局による評価段階では空欄）	ランク：
1. 研究制度の継続の適否に関する所見	
2. 今後検討を要する事項に関する所見	

(注) 「ランク」の欄には、本要領の別表1－3に定める総括評価基準（S・A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。

研究制度評価個票（終了時評価）

研究制度名		担当開発官等名	
		連携する行政部局	〇〇局〇〇課（〇〇班）
研究期間	〇〇～〇〇（〇年間）	関連する研究基本	重点目標〇
総事業費	〇〇億円（見込）	計画の重点目標	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
研究制度の概要			
1. 研究制度の最終の到達目標（アウトプット目標）			
①			
②			
2. 事後に測定可能な研究制度のアウトカム目標（〇〇年）			
①			
②			

（注）研究制度の主な目標について、中間評価の実施を踏まえて変更した場合、変更後の目標をそれぞれ [] 書きで記載するとともに、別添として変更理由を添付

【項目別評価】	
1. 研究制度の意義	ランク：
（研究制度の科学的・技術的、社会・経済的意義について記載）	
2. 研究制度の目標（アウトプット目標）の達成度及び今後の達成可能性	ランク：
（最終の到達目標に対する達成度、今後の達成可能性とその具体的な根拠について記載）	
3. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の今後の達成可能性	ランク：
（アウトカム目標の今後の達成の可能性とその具体的な根拠、研究成果の活用のために実施した具体的な取組内容の妥当性について記載）	
4. 研究制度運営方法の妥当性	ランク：
（制度目標達成に向けた進行管理、研究予算の配分の最適化及び効果的な予算の活用のために実施した具体的な取組内容について記載）	

- （注） 1. 「ランク」の欄には、本要領の別表 1 - 4 に定める評価項目ごとの評価基準（S・A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。
2. 評価個票の記述の中で引用した情報・データについては、その出典（引用文献、URL等）を明記すること。また、専門用語については、適宜注釈を加えること。

【総括評価】 ※総括評価の欄は、評価専門委員会において記載（事務局による評価段階では空欄）	ランク：
1. 研究制度全体の実績に関する所見	
2. 今後検討を要する事項に関する所見	

(注) 「ランク」の欄には、本要領の別表1-4に定める総括評価基準（S・A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。

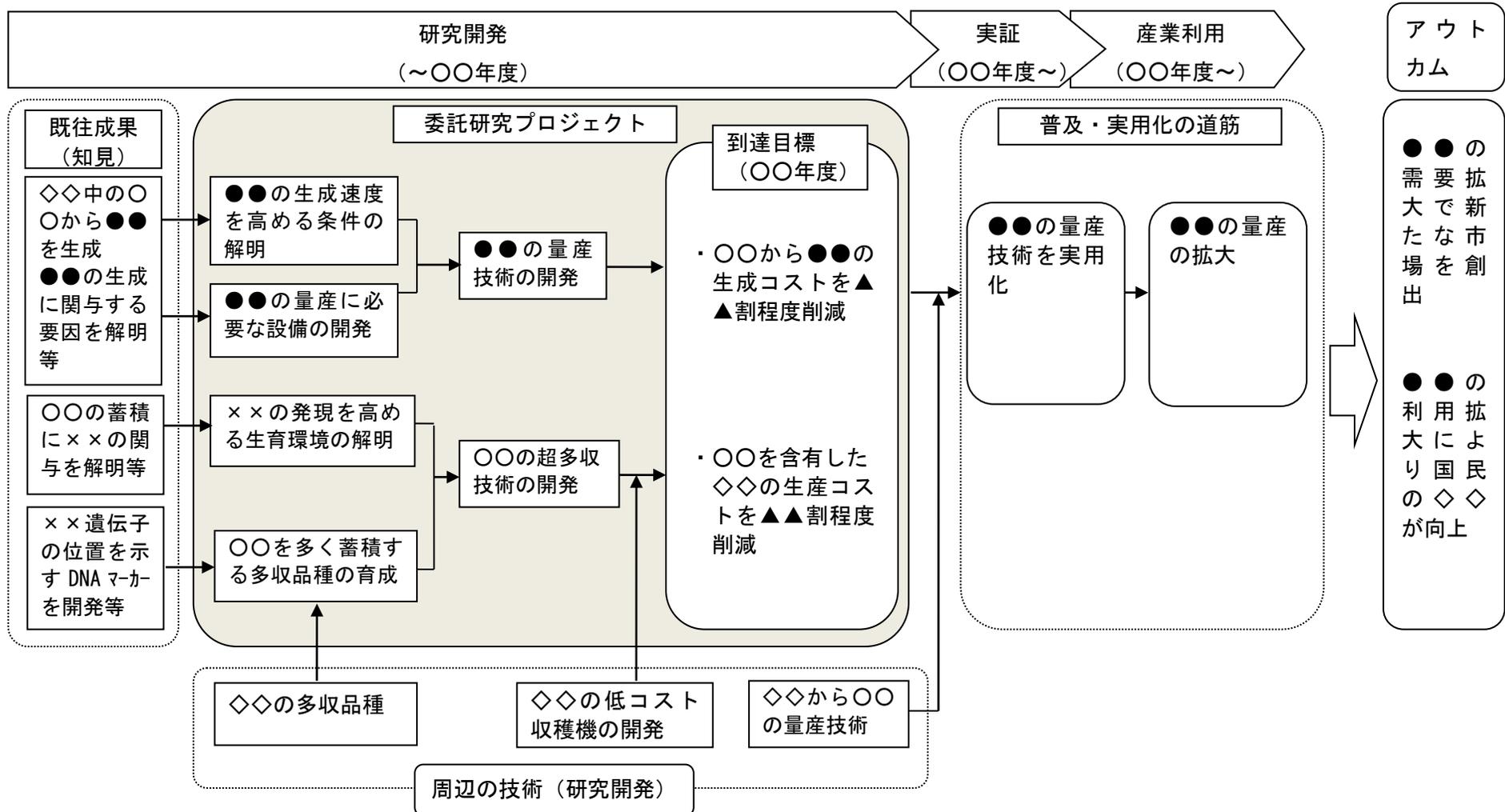
研究制度の概要（更新版）

研究制度名		担当開発官等名	
		連携する行政部局	〇〇局〇〇課（〇〇班）
研究期間	〇〇～〇〇（〇年間）	関連する研究基本	重点目標〇
総事業費	〇〇億円（見込）	計画の重点目標	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
研究制度の概要			
1. 研究制度の主な目標（アウトプット目標）			
中間時（5年度目末）の目標		最終の到達目標	
①		①	
②		②	
2. 事後に測定可能な研究制度のアウトカム目標（〇〇年）			
①			
②			
事前評価以降の主な変更点			

【ロードマップのイメージ（プレ評価段階）】

ブレークスルーとなる成果（課題）を明らかにするとともに、プロジェクトの到達目標、研究成果の普及・実用化の道筋、アウトカムを表す

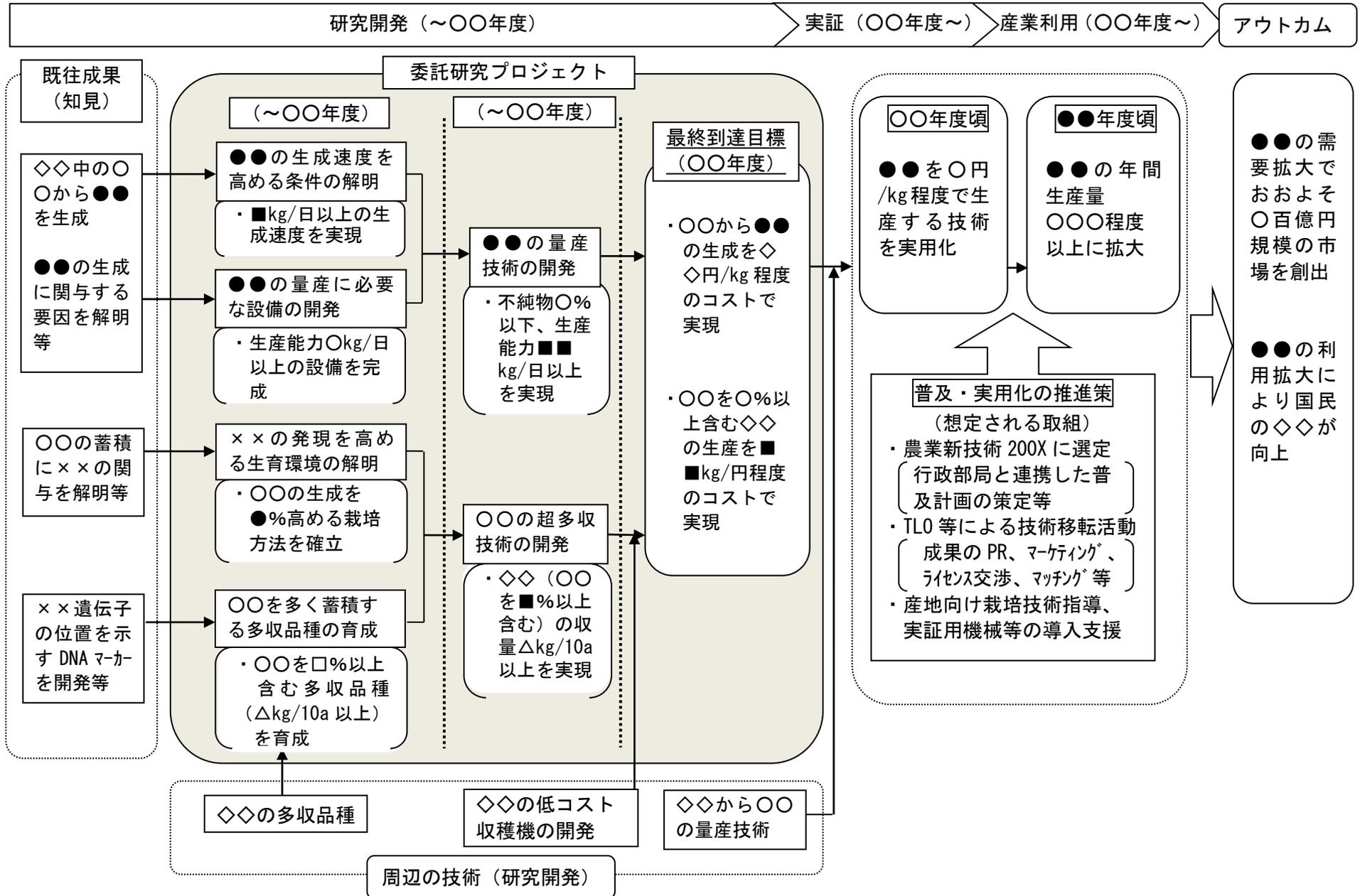
〇〇に必要な◇◇技術の開発（仮称）



【ロードマップのイメージ（事前評価段階）】

ブレークスルーとなる成果（課題）を明らかにするとともに、プロジェクトの到達目標、成果の普及・実用化の道筋と目標、アウトカムを極力数値を用いて表す

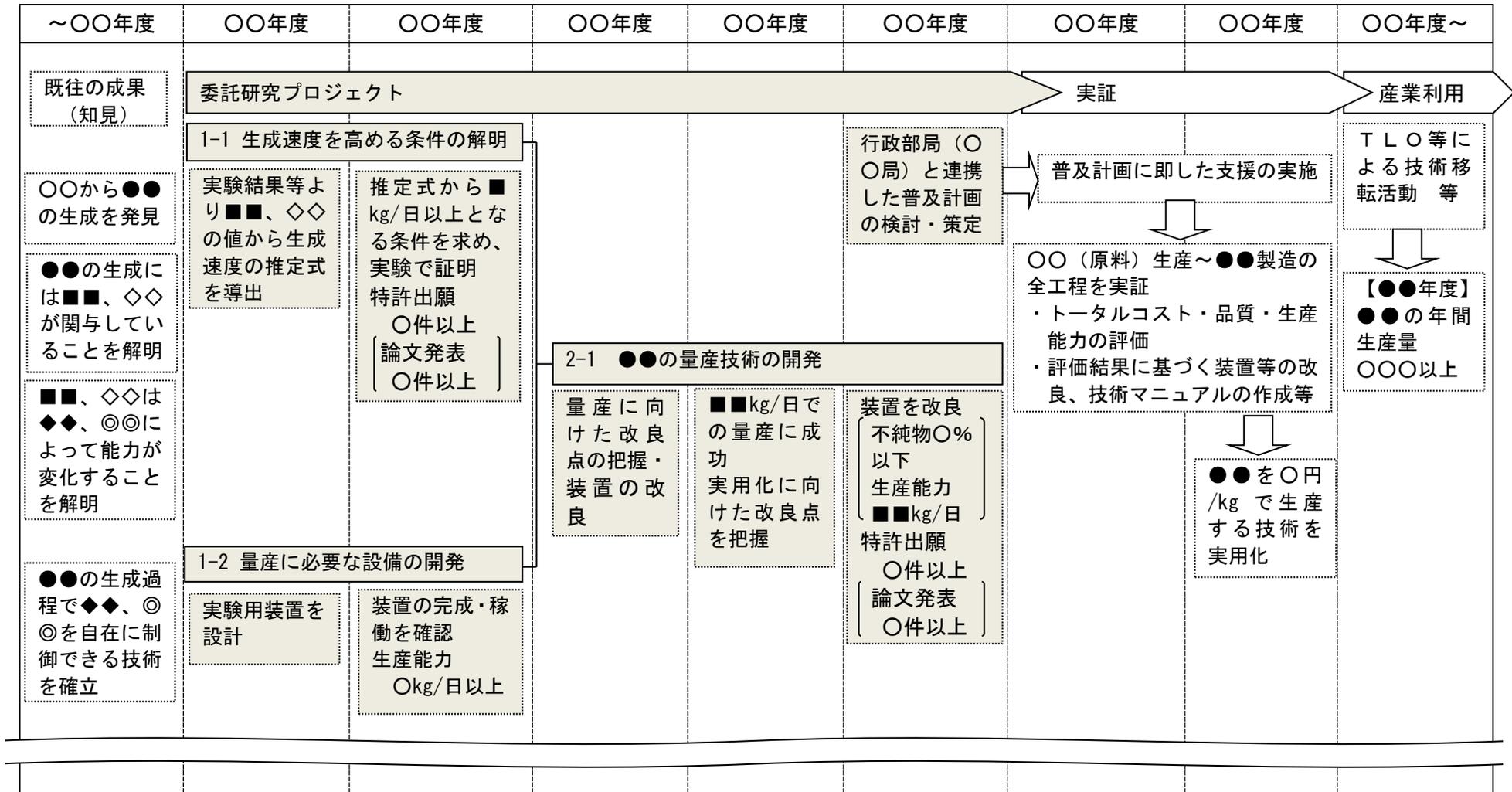
〇〇に必要な◇◇技術の開発



【ロードマップのイメージ（中間評価段階）】

中課題ごとの毎年度（特に中間評価年度）の成果目標、研究成果の普及・実用化の道筋と目標を具体的に示す

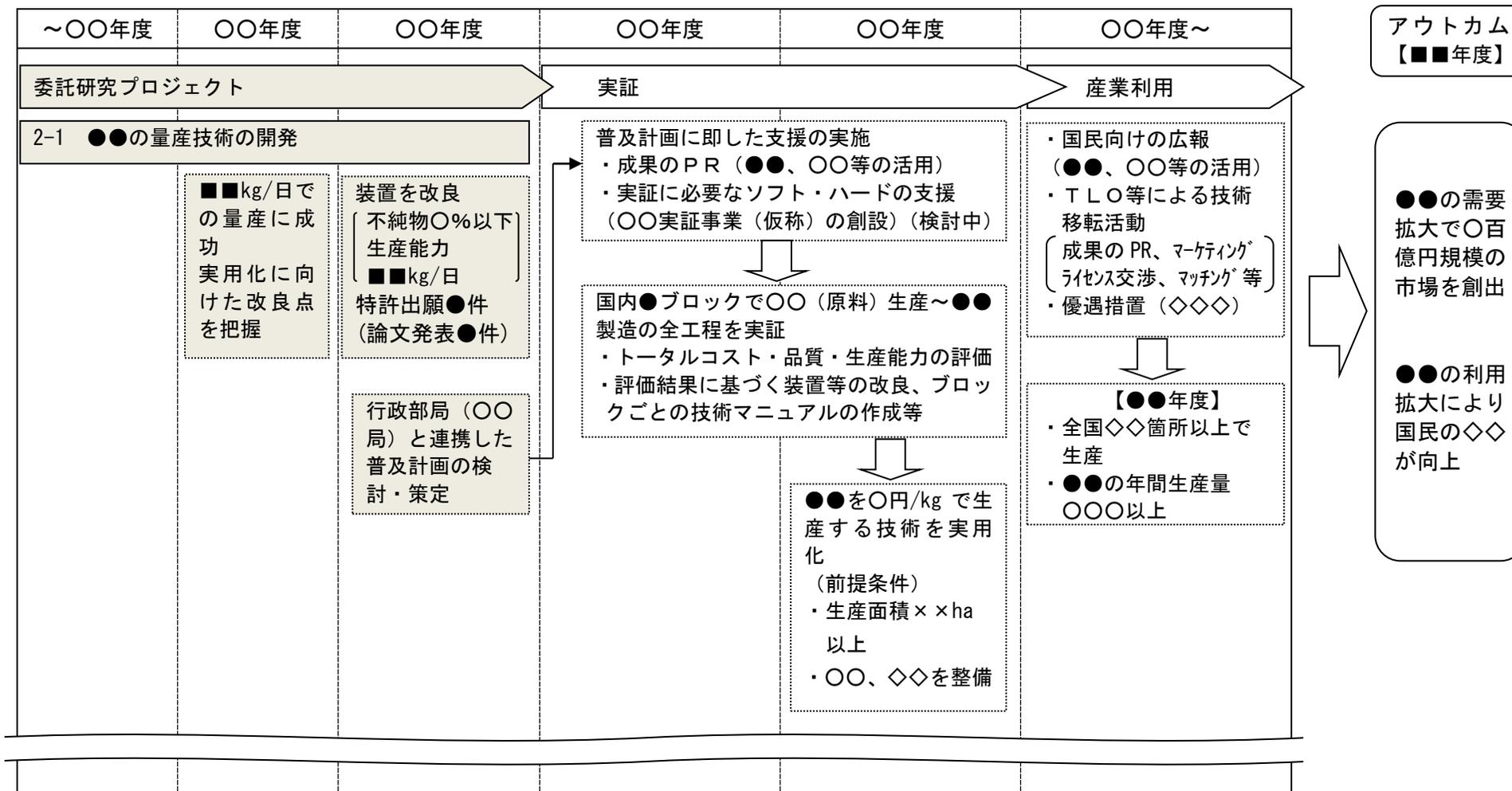
〇〇に必要な◇◇技術の開発



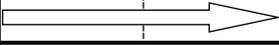
【ロードマップのイメージ（終了時評価段階）】

研究成果の普及・実用化の目標とともに、その対象（ターゲット）、具体的な推進策（メニュー）と取組期間を示す

〇〇に必要な◇◇技術の開発



委託プロジェクト研究課題評価個票（プレ評価）

研究課題名				担当開発官等名	
				連携する行政部局	〇〇局〇〇課（〇〇班）
研究期間	〇〇～〇〇（〇年間）			総事業費（億円）	〇〇億円（見込）
研究開発の 段階	基礎	応用	開発	関連する研究基本 計画の重点目標	重点目標〇
					〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
研究課題の 概要					

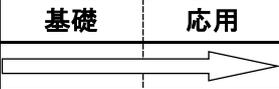
【項目別評価】	
1. 農林水産業・食品産業や国民生活のニーズ等から見た研究の重要性	ランク：
（農林水産業・食品産業、国民生活の具体的なニーズ等から見た重要性、研究の科学的・技術的意義（独創性、革新性、先導性又は実用性）について記載）	
2. 国が関与して研究を推進する必要性	ランク：
（国自ら取り組む必要性、次年度に着手すべき緊急性について記載）	
3. 研究目標（アウトプット目標）の妥当性	ランク：
（アウトプット目標とその水準の妥当性、達成の可能性について記載）	
4. 研究が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標とその実現に向けた研究成果の普及・実用化の道筋（ロードマップ）の明確性	ランク：
（アウトカム目標と達成に向けた研究成果の普及・実用化等の道筋の明確性について記載）	
5. 研究計画の妥当性	ランク：
（投入される研究資源（予算）、課題構成、実施期間、研究推進体制の妥当性について記載）	

- （注） 1. 「ランク」の欄には、本要領の別表 2 - 1 に定める評価項目ごとの評価基準（A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。
2. 評価個票の記述の中で引用した情報・データについては、その出典（引用文献、URL等）を明記すること。また、専門用語については、適宜注釈を加えること。

【総括評価】 ※総括評価の欄は、評価専門委員会において記載（事務局による評価段階では空欄）	ランク：
	順位： ○/○
1. 概算要求に向けた検討継続の適否に関する所見	
2. 今後検討を要する事項に関する所見	

- (注) 1. 「ランク」の欄には、本要領の別表2-1に定める総括評価基準（A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。
2. 「順位」の欄には、限られた予算の中で概算要求を行う委託プロジェクト研究課題を選定する観点から、プレ評価対象のすべての委託プロジェクト研究課題における当該委託プロジェクト研究課題の優先順位を記載。

委託プロジェクト研究課題評価個票（事前評価）

研究課題名				担当開発官等名	
				連携する行政部局	〇〇局〇〇課（〇〇班）
研究期間	〇〇～〇〇（〇年間）			総事業費（億円）	〇〇億円（見込）
研究開発の段階	基礎	応用	開発	関連する研究基本計画の重点目標	重点目標〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
					
研究課題の概要					
1. 委託プロジェクト研究課題の主な目標					
中間時（2年度目末）の目標			最終の到達目標		
①			①		
②			②		
2. 事後に測定可能な委託プロジェクト研究課題全体としてのアウトカム目標（〇〇年）					
①					
②					

（注）研究課題の概要は、ロードマップの内容と整合をとること

【項目別評価】	
1. 農林水産業・食品産業や国民生活のニーズ等から見た研究の重要性 （農林水産業・食品産業、国民生活の具体的なニーズ等から見た重要性、研究の科学的・技術的意義（独創性、革新性、先導性又は実用性）について記載）	ランク：
2. 国が関与して研究を推進する必要性 （国自ら取り組む必要性、次年度に着手すべき緊急性について記載）	ランク：
3. 研究目標（アウトプット目標）の妥当性 （アウトプット目標の明確性、水準の妥当性、達成の可能性について記載）	ランク：
4. 研究が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標とその実現に向けた研究成果の普及・実用化の道筋（ロードマップ）の明確性 （アウトカム目標とその測定指標の明確性、研究成果の普及・実用化等の道筋の明確性について記載）	ランク：
5. 研究計画の妥当性 （投入される研究資源（予算）、課題構成、実施期間、研究推進体制の妥当性について記載）	ランク：

- (注) 1. 「ランク」の欄には、本要領の別表2-2に定める評価項目ごとの評価基準（A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。
2. 評価個票の記述の中で引用した情報・データについては、その出典（引用文献、URL等）を明記すること。また、専門用語については、適宜注釈を加えること。

【総括評価】 ※総括評価の欄は、評価専門委員会において記載（事務局による評価段階では空欄）	ランク：
1. 研究の実施（概算要求）の適否に関する所見	
2. 今後検討を要する事項に関する所見	

- (注) 「ランク」の欄には、本要領の別表2-2に定める総括評価基準（A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。

委託プロジェクト研究課題評価個票（中間評価）

研究課題名				担当開発官等名	
				連携する行政部局	〇〇局〇〇課（〇〇班）
研究期間	〇〇～〇〇（〇年間）			総事業費（億円）	〇〇億円（見込）
研究開発の 段階	基礎	応用	開発	関連する研究基本 計画の重点目標	重点目標〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
研究課題の概要					
1. 委託プロジェクト研究課題の主な目標					
中間時（2年度目末）の目標			最終の到達目標		
①			①		
②			②		
2. 事後に測定可能な委託プロジェクト研究課題全体としてのアウトカム目標（〇〇年）					
①					
②					

【項目別評価】	
1. 社会・経済の諸情勢の変化を踏まえた研究の必要性	ランク：
（農林水産業・食品産業、国民生活の具体的なニーズ等から見た研究の重要性、引き続き国が関与して研究を推進する必要性について記載）	
2. 研究目標（アウトプット目標）の達成度及び今後の達成可能性	ランク：
（中間時の目標に対する達成度、最終の到達目標の今後の達成可能性とその具体的な根拠について記載）	
3. 研究が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の今後の達成可能性と その実現に向けた研究成果の普及・実用化の道筋（ロードマップ）の妥当性	ランク：
（アウトカム目標の今後の達成の可能性とその具体的な根拠、研究成果の活用のために実施した具体的な取組内容の妥当性、他の研究や他分野の技術の確立への具体的貢献度について記載）	
4. 研究推進方法の妥当性	ランク：
（研究計画（的確な見直しが行われているか等）、研究推進体制、研究課題（以後実施する研究課題構成が適切か等）、予算配分（研究の進捗状況を踏まえた重点配分等）の妥当性について記載）	

（注） 1. 「ランク」の欄には、本要領の別表 2 - 3 に定める評価項目ごとの評価基準（S・A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。

2. 評価個票の記述の中で引用した情報・データについては、その出典（引用文献、URL等）を明

記すること。また、専門用語については、適宜注釈を加えること。

【総括評価】 ※総括評価の欄は、評価専門委員会において記載（事務局による評価段階では空欄）	ランク：
1. 委託プロジェクト研究課題の継続の適否に関する所見	
2. 今後検討を要する事項に関する所見	

(注) 「ランク」の欄には、本要領の別表 2-3 に定める総括評価基準 (S・A・B・C) の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。

委託プロジェクト研究課題評価個票（終了時評価）

研究課題名				担当開発官等名	
				連携する行政部局	〇〇局〇〇課（〇〇班）
研究期間	〇〇～〇〇（〇年間）			総事業費（億円）	〇〇億円（見込）
研究開発の 段階	基礎	応用	開発	関連する研究基本 計画の重点目標	重点目標〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
研究課題の概要					
1. 委託プロジェクト研究課題の主な目標					
①					
②					
2. 事後に測定可能な委託プロジェクト研究課題としてのアウトカム目標（〇〇年）					
①					
②					

(注) 1 及び 2 の目標について、中間評価の実施を踏まえて変更した場合、変更後の目標をそれぞれ [] 書きで記載するとともに、別添として変更理由を添付

【項目別評価】	
1. 研究成果の意義	ランク：
(研究成果の科学的・技術的な意義、社会・経済等に及ぼす効果の面での重要性について記載)	
2. 研究目標（アウトプット目標）の達成度及び今後の達成可能性	ランク：
(最終の到達目標に対する達成度、今後の達成可能性とその具体的な根拠について記載)	
3. 研究が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の今後の達成可能性とその実現に向けた研究成果の普及・実用化の道筋（ロードマップ）の妥当性	ランク：
(アウトカム目標の今後の達成の可能性とその具体的な根拠、研究成果の活用のために実施した具体的な取組内容の妥当性、他の研究や他分野の技術の確立への具体的な貢献度について記載)	
4. 研究推進方法の妥当性	ランク：
(研究計画（的確な見直しが行われてきたか等）、研究推進体制、予算配分（研究の進捗状況を踏まえた重点配分等）の妥当性について記載)	

- (注) 1. 「ランク」の欄には、本要領の別表 2 - 4 に定める評価項目ごとの評価基準（S・A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。
2. 評価個票の記述の中で引用した情報・データについては、その出典（引用文献、URL等）を明記すること。また、専門用語については、適宜注釈を加えること。

【総括評価】※総括評価の欄は、評価専門委員会において記載（事務局による評価段階では空欄）	ランク：
1. 委託プロジェクト研究課題全体の実績に関する所見	
2. 今後検討を要する事項に関する所見	

(注) 「ランク」の欄には、本要領の別表 2－4 に定める総括評価基準（S・A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。

委託プロジェクト研究課題の概要（更新版）

研究課題名				担当開発官等名	
				連携する行政部局	〇〇局〇〇課（〇〇班）
研究期間	〇〇～〇〇（〇年間）			総事業費（億円）	〇〇億円（見込）
研究開発の 段階	基礎	応用	開発	関連する研究基本 計画の重点目標	重点目標〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
研究課題の概要					
1. 委託プロジェクト研究課題の主な目標					
中間時（2年度目末）の目標			最終の到達目標		
①			①		
②			②		
2. 事後に測定可能な委託プロジェクト研究課題全体としてのアウトカム目標（〇〇年）					
①					
②					
事前評価以降の主な変更点					

（注）必要に応じてロードマップも修正すること。（研究課題の概要は、ロードマップの内容と整合をとること。）